

ごみ処理施設整備運営事業

入札説明書等に対する質問への回答
(第1回)

平成28年9月16日
桑名広域清掃事業組合

■入札説明書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	—	用語の定義			管理運営企業	管理運営企業とは、管理運営対象施設の管理運営を実施するSPCより管理運営業務を受託する企業との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	—	用語の定義			建設JV	建設事業者の構成企業（建設JV）は、設計企業と建設企業のみならず、建屋の設計建設企業とプラントの設計建設企業も認められると考えてよろしいでしょうか。	工事対象施設の設計・建設業務を、建屋の設計・建設企業とプラントの設計・建設企業に分けて実施する場合、組合と建設工事請負契約を締結する相手方は、これら企業を含む建設JVとなります。
3	—	用語の定義			入札説明書等	入札説明書等の間で、入札説明書等の記載事項に矛盾や齟齬があった場合の優先順位についてご教示ください。	入札説明書等の間に、優先順位は予め定めません。
4	2	第2章	4	(3)	事業期間	事業者提案による短縮は、建設一括工事の短縮のみならず、部分的な建設工事短縮（竣工）も可能との理解でよろしいでしょうか。	竣工は部分的な完成を指すものではありません。
5	2	第2章	4	(4)	事業期間終了後の措置	本項における「組合の定める引渡し条件」とは、「要求水準書（管理運営業務編）」第1章第4節5で定める「本業務期間終了時の引渡し条件」と同義との理解で宜しいでしょうか。 この場合、本項では「組合の定める引渡し条件」を満足する状態を保つ義務を負う者は「事業者」とされている一方、「要求水準書（管理運営業務編）」では、当該義務を負うものを「SPC」とされており、齟齬があるように思われますが、どちらを優先させるのかにつき、ご教示願います。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、入札説明書第2章4(4)の2段落目と3段落目の文中「事業者」は「SPC」を想定しています。
6	3	第2章	4	(5)ア (ア)	工事対象施設の設計・建設業務	「a 工事対象施設の新設設計及び既設の給排水・電気設備等切替・改良（付随する解体・撤去含む）設計 b 工事対象施設の新設工事及び既設の給排水・電気設備等切替・改良（付随する解体・撤去含む）工事」とありますが、関連する部分の既設設備設計図面（機器図、電気設備単線結線図、制御盤図等）および工事図面（配線、配管ルート図、給電ルート等）を入札資料の添付資料等でご提示願います。	一部閲覧資料に追加します。また閲覧資料追加に伴い、閲覧期間を平成28年11月4日（金）まで延長します。（以下、閲覧資料追加の質問については同様の対応とします。）
7	3	第2章	4	(5)ア (ア)f	組合が行う許認可申請支援	「組合が行う許認可申請支援」に関し、具体的に想定されているものがございましたらご教示願います。	各種法令に基づく申請を想定しています。
8	3	第2章	4	(5)ア (ア)h	住民対応（事業者が負担すべき対応）	「ア 事業者が行う業務」のうち、「h 住民対応（事業者が負担すべき対応）」とありますが、ここでの事業者が負担すべき住民対応について、具体的にご教示願います。	要求水準書（設計・建設業務編）第1章第11節7工事条件に示す説明会支援のほか、本工事に対する意見等への対応が考えられます。
9	3	第2章	4	(5)ア (イ)a (f)3	可燃残渣・不燃残渣の処分業務	リサイクルプラザ及びプラスチック圧縮梱包施設で処理できない処理困難物についても事業者が行うと考えてよいか。 また、現施設で処理できない処理困難物について、具体的な物の例があれば示していただきたい。 あわせて、年間の発生予測量を示していただきたい。	前段について、ご理解のとおりです。 処理困難物の具体例としては、スプリングマットレス（解体できない物）、電気カーペット、スキー板等があります。年間の発生予測量は参考値として別途示します。
10	3	第2章	4	(5)ア (イ)a (f)3	可燃残渣・不燃残渣の処分業務	不燃残渣の想定比重について教えていただきたい。	事業者で想定してください。
11	4	第2章	4	(5)イ (ア)e	工事対象施設の設計・建設工事監理	「工事対象施設の設計・建設工事監理」とは建築基準法における「工事監理」も含まれると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
12	4	第2章	4	(5) イ (ア) f	住民対応業務（組合が負担すべき範囲）	「イ 組合が行う業務」のうち、「f 住民対応業務（組合が負担すべき範囲）」とありますが、ここでの組合が負担すべき住民対応の範囲について、具体的にご教示願います。	住民説明会の開催ほか、本事業の計画等に関する問い合わせ対応が考えられます。
13	5	第2章	4	(6) ア	工事対象施設の設計・建設に係る対価	「支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。」とありますが、建設工事請負契約書（案）に記載のとおり、一会計年度につき1回以内（合計3回以内）につき、出来高払いが行われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	6	第2章	4	(6) カ	売電収入	バイオマス比率については要求水準書に記載されている計画ごみ質より想定される比率と理解してよろしいでしょうか。また各年においてごみ質に変動があった場合はご協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、要求水準書（設計・建設業務編）表4に示すごみ質から定期的に著しく乖離していることを事業者が明らかにした場合に、別途協議します。
15	8	第4章	1	(1) ク	入札参加者の構成等	本事業の設計・建設業務を建設JVにより実施する場合、建屋の建設企業が協力企業の場合でも、特定建設工事共同企業体の組成は可能と理解してよろしいでしょうか。	S P C の構成員及び協力企業に関わらず、本施設及び既存施設の設計・建設業務を、建屋の設計・建設企業とプラントの設計・建設企業に分けて実施する場合、組合と建設工事請負契約を締結する相手方は、これら企業を含む建設JVとなります。
16	9	第4章	1	(2) オ (ア) (イ)	建屋の設計を実施する企業 建屋の建設を実施する企業	地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建屋の設計、建設実績とありますが、地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）であれば、地方公共団体が直接の発注者でなくても、たとえばプラント会社が元請でその下での設計、建設実績でも可能との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、建設実績については一次下請けとなります。
17	9	第4章	1	(2) オ (イ) c	建屋の建設を実施する企業	建設実績については、プラント建設企業からの一次下請として施工した建設実績も認められると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 16を参照してください。
18	9	第4章	1	(2) カ (エ)	入札参加者の要件	「廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(イ)の要件の施設…」とありますが、この要件とは平成14年12月以降に竣工したストーカ施設における経験を指すものであり、経験した施設数が2件以上ではないとの解釈でよろしいでしょうか。	(エ)で要求する本事業の現場総括責任者には、(イ)の要件の施設において1件以上の現場総括責任者としての経験が必要です。
19	9	第4章	1	(2) カ (エ)	入札参加者の要件	「廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(イ)の要件の施設施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者…」とあります。実際の配置まで期間があり、やむを得ない事情等による場合は、同等の資格・経験を有するものであれば変更可能と考えてよろしいでしょうか。	原則、事業者都合による変更は認められません。なお、入札時に複数名を提示し、その中から配置することは可能とします。
20	13	第4章	2	(9)	予定価格、入札書比較価格及び審査基準価格	「事業者提案による主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務」についてお尋ねします。審査基準価格では2,840,000,000円以下とありますが本金額は要求水準書等記載の「計画処理対象量 約43,704 t/年」及び「ごみ3成分の内、灰分6.79%」を元に試算された価格と考えてよろしいでしょうか？	審査基準価格の設定についてはお答えできません。
21	13	第4章	2	(9) 表2	事業者提案による売電業務	審査基準価格の売電量は、要求水準書に示された計画処理対象量・ごみ質によるものとの理解でよろしいでしょうか。	審査基準価格に係る設定についてはお答えできません。
22	13	第4章	2	(9) 表2	事業者提案による主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務	審査基準価格の主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務価格は、要求水準書に示された計画処理対象量・ごみ質によるものとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 20を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
23	14	第4章	3	(1)	入札公告	既存図面が閲覧のみとされていますが、貸与いただけるようお願いします。	入札参加資格確認後、代表企業に貸与します。なお、1回の貸与期間は3日間とします。
24	14	第4章	3	(2)	現地見学	ご提示いただきます資料に基づき既存施設の取り合い内容等の精度を更に高めるために、見学可能期間以降も現地見学可能としていただきますようお願いいたします。	入札参加資格確認後、平成28年12月22日(木)まで見学を可能とします。
25	16	第4章	3	(5)ウ (カ)f	添付書類	f 納税証明書(国税及び市・町税の完納を証明するもの)とありますが、市・町税とは桑名市、木曾岬町及び東員町を対象とするものでしょうか。桑名市に納税はあるが、木曾岬町及び東員町には納税がない場合は、桑名市だけの証明でいいか、加えて木曾岬町及び東員町へは納税がないという証明も必要でしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、納税がない証明も必要です。
26	17	第4章	3	(10)		提案仕様書の「提案仕様記載用フォーマット」の電子データを御支給願います。	参加資格審査結果の通知と併せて提供します。
27	17	第4章	3	(10) ア	受付日時	提出部数が合計36部ということで印刷期間に時間を要します。より良い提案をするためにも、提出間際まで検討することを考えております。年始明けより製本印刷を行う為、提出期限につき1週間の延期をご検討いただけないでしょうか。	入札説明書に示すとおりとします。
28	17	第4章	3	(10) ウ	入札書類	(エ) 様式第12号様式～(ケ) 様式第17号様式と(コ) 設計図書とは、分量が多くなるため、別ファイルでの提出としてもよろしいでしょうか。	様式第12号様式～第17号様式と設計図書は、別ファイルでの提出としてください。
29	18	第4章	3	(10) ウf	工事工程表	入札書類中f工事工程表(a)管理運営期間中の管理対象施設の維持管理計画一覧表(主な点検、補修、更新等)とありますが、管理運営期間中の工事工程表を提出することでよろしいでしょうか。	訂正します。(a)は、契約締結から竣工までの工事期間中の工程を示してください。
30	18	第4章	3	(10) エ	提案書作成要領	エ 提案書作成要領 印刷につき、片面・両面等のご指定がございましたら御教示願います。	提案書は片面印刷としてください。なお、様式集記載の「記載要領」もあわせて参照してください。
31	18	第4章	3	(10) エ(イ)	提案書作成要領	「(イ)設計図書については」の文中に、「副本のうち3部については、A3サイズをA4サイズに縮小し(以下略)」とありますが、これは設計図書に関してのみの指定であり、他の様式にはあてはまらないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	19	第4章	3	(10) エ(オ)	提案書作成要領	エ 提案書作成要領 (オ) 自治体納入施設における実例等を記載の場合は、自治体名から構成企業が分からないようにA市、B組合等の記載とするとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	19	第4章	3	(10) エ(オ)	提案書作成要領	エ 提案書作成要領 (オ) 商品名・特許・事業実績の特徴等について、企業名が特定可能な具体的記述は避けるとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	24 25	第6章 第6章	5 5	(2)ア (2)ア	管理運営委託料の構成 表8 管理運営委託料の構成	・・・固定料金については年度ごとの金額、変動料金についてはトン当たり単価を提案すること。・・・とありますが、一方、「表8 管理運営委託料の構成」の■各支払期(月)の金額=[左欄対象費用の合計金額]÷支払回数(年12回×20年)となっており、月で平準化されています。固定費については、SPCに発生する費用に応じて年度毎の固定料金を提案することでよろしいでしょうか。	様式集第15-3-2号様式記載のとおり、月ごと及び年度ごとの固定料金を記載してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
35	26	第6章	5	(2) イ	物価変動による改定	イ 物価変動による改定 20年間の運営期間とした場合、「物価変動±3.0%を上回る」との改定基準は運営事業者の負担が大きいと考えます。 本事業と同様のD B O事業にて多く採用されている「±1.5%」への変更をご検討願います。	入札説明書に示すとおりとします。
36	28	第6章	5	(3) ア	表12 不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料の構成 下部※印	「不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料は、不燃残渣の運搬量や処理量に対する支払ではなく、本施設及び既存施設における搬入廃棄物量に対する支払である」とされているが、搬入廃棄物量と不燃残渣発生量（上記No.9記載の処理困難物含む）には明確な相関関係は無いと思われるため、実運搬（処分）量の実測値に対する支払を要望します。	組合としては、搬入廃棄物量と不燃残渣発生量には相関があると考えています。搬入廃棄物量（実績値）の増減に伴う不燃残渣発生量の調整は事業者によるリスクを負担していただくことから、不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料の支払い形態については、入札説明書に示すとおりとします。
37	29	第6章	5	(3) イ	物価変動による改定	イ 物価変動による改定 20年間の運営期間とした場合、「物価変動±3.0%を上回る」との改定基準は運営事業者の負担が大きいと考えます。 本事業と同様のD B O事業にて多く採用されている「±1.5%」への変更をご検討願います。	入札説明書に示すとおりとします。
38	30	第6章	5	(4)	不燃残渣の運搬業務及び処分業務に係る対価（不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料）	「不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料は、不燃残渣の運搬量や処理量に対する支払ではなく、本施設及び既存施設における搬入廃棄物量に対する支払である。」とありますが、不燃残渣の発生量は搬入廃棄物の成分によって大きく左右されます。 本件については操業データに基づいて不燃残渣の発生量根拠を明示した上で、相当分の費用をお支払頂けるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No.36を参照してください。
39	30	第6章	5	(4)	主灰・飛灰の運搬業務及び処分業務に係る対価（灰運搬委託料及び灰資源化委託料）	「灰運搬委託料及び灰資源化委託料は、主灰・飛灰の運搬量や処理量に対する支払ではなく、本施設及び既存施設における搬入廃棄物量に対する支払である。」とありますが、主灰・飛灰の発生量は搬入廃棄物の成分によって大きく左右されます。 灰分は要求水準書P45に6.79%と提示がありますが、これより多くなった場合には操業データに基づいて灰分が多くなった旨の証明を提示させて頂いた上で相当分の費用をお支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	灰分の変動による灰の増減リスクは事業者負担となるため、そのリスクを見込んだ入札価格を提案してください。なお、要求水準書（設計・建設業務編）表4に示すごみ質から定常的に著しく乖離していることを事業者が明らかにした場合に、別途協議します。
40	31	第6章	5	(4) ア	表13 灰運搬委託料及び灰資源化委託料の構成 下部※印	「灰運搬委託料及び灰資源化委託料は、主灰・飛灰の運搬量や処理量に対する支払ではなく、本施設及び既存施設における搬入廃棄物量に対する支払である」とされているが、搬入廃棄物量と主灰・飛灰の発生量には明確な相関関係は無いと思われるため、実運搬（処分）量の実測値に対する支払を要望します。	組合としては、搬入廃棄物量と主灰・飛灰の発生量には相関があると考えています。搬入廃棄物量（実績値）の増減に伴う主灰・飛灰の発生量の調整は事業者によるリスクを負担していただくことから、灰運搬委託料及び灰資源化委託料の支払い形態については、入札説明書に示すとおりとします。
41	32	第6章	5	(4) イ	物価変動による改定	イ 物価変動による改定 20年間の運営期間とした場合、「物価変動±3.0%を上回る」との改定基準は運営事業者の負担が大きいと考えます。 本事業と同様のD B O事業にて多く採用されている「±1.5%」への変更をご検討願います。	入札説明書に示すとおりとします。
42	33	第6章	5	(5)	売電収入	売電による組合収入相当額はごみ処理量（搬入量）の他に、ごみ発熱量が大きな変動因子として考えられますが、組合収入相当額とごみ質の関係はなく、搬入量だけの数値として提示することによってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
43	33	第6章	5	(5)	売電収入	提案単価算出の為のバイオマス比率は、要求水準書に記載されたごみ質から算出するものとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 14を参照してください。
44	33	第6章	5	(5)	売電収入	提案単価算出の為の非バイオマス単価は、今年度公表の中部電力単価（6.18円/kWh）を提案条件とするとの理解で宜しいでしょうか。	事業者提案により売電業務を行う場合の提案単価については、制約はありません。第17-1-2号様式にて、バイオマス単価と非バイオマス単価を明確にしたうえで提案してください。
45	33	第6章	5	(5)ア	売電による組合収入相当額の構成	「売電による組合収入相当額は…20年間にわたり、管理運営委託料から除くものとする」との記載があります。本記載は、SPCでの実際の売電収入の多寡にかかわらず、管理運営委託契約書第17条3項に従い、業務委託料から「売電による組合収入相当額」が差し引かれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案により売電業務を行う場合は、事業者が得る実際の売電収入の多寡にかかわらず、「売電による組合収入相当額」を管理運営委託料から差し引くこととなります。なお、管理運営委託契約書（案）第17条3項の規定は「売電による組合収入相当額」を差し引いた上で、さらに差し引くものがあつた場合のための規定です。
46	33	第6章	5	(5)イ	物価変動による改定	イ 物価変動による改定 20年間の運営期間とした場合、「物価変動±3.0%を上回る」との改定基準は運営事業者の負担が大きいと考えます。 本事業と同様のDBO事業にて多く採用されている「±1.5%」への変更をご検討願います。	入札説明書に示すとおりとします。
47	35	第6章	5	(8)	保険	組合殿が「建物総合損害共済」に加入される場合、火災時の保険対応につきまして、事業者の火災保険付保は省くことが可能と考えて宜しいでしょうか。 VFM最大化の観点からも、重複する保険につきましては省くことが可能となる様、ご検討をお願い致します。	組合の建物総合損害共済加入にかかわらず、事業者には火災保険に加入していただきます。
48	35	第6章	5	(9)	その他	駐車料金につきましては、物価変動による改定対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。「桑名広域清掃事業組合職員等の組合施設における通勤自動車に関する要綱」の改定に応じて変動します。
49	35	第6章	5	(9)	その他	「事業者は、本事業用地内に車両を駐車する際～組合へ駐車料金を支払う必要があるため、当該駐車料金を想定して入札価格を算定すること。」につきまして、工事用地内に工事用の通勤車両を駐車する場合は、対象外と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	35	第6章	5	(9)	その他	事業者が、本事業用地内に車両を駐車する場合、「桑名市広域清掃事業組合職員等の組合施設における通勤用自動車に関する要綱」に基づく、駐車料金を負担するとの規定がありますが、新施設の整備期間（建設工事期間）においても、同様に駐車料金の負担があるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 49を参照してください。
51	37	第7章	2	(3)イ	イ 管理運営期間	事業継続の可否につき協議の後、相手方への通知をもって、解除との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	41	別紙1			事業スキーム図	建設事業者を建屋設計建設企業とプラント設計建設企業のJVとする場合、建屋の設計建設企業はSPCへの出資や構成員参加は任意としてよろしいでしょうか。	入札参加者の構成企業のうち、協力企業はSPCへの出資は不要です。なお建設JVには、入札参加者の構成企業以外が参加することはできません。
53	45	別紙3	2	(1)	減額等の対象	本規定の「委託料」は固定料金、変動料金の合計との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
54	45	別紙3	2	(2)	減額等の措置を講じる事態	「レベル1」「レベル2」につき、貴組合にて想定される具体的事象がありましたら御教示願います。	「レベル1」は、例えば書類提出の遅延等を想定しています。 「レベル2」は、例えばごみの受け入れができなくなる可能性のある状況等を想定しています。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
55	2	第1章	第2節	6	敷地面積	139,000m ² （入札説明書 別紙2 図2 参照）に関する敷地境界線が明示されたCADデータの御支給をお願い致します。	閲覧資料に追加します。提供可能な電子データについては、入札参加資格確認後、代表企業に提供します。
56	2	第1章	第2節	6	敷地面積	本施設計画敷地及び敷地全体の現状レベルがわかる図面がありません。本施設計画敷地及び全体敷地の現状レベルがわかる実測図（図面またはCADデータ）をご提示いただけないでしょうか。	閲覧資料に含まれます。提供可能な電子データについては、入札参加資格確認後、代表企業に提供します。
57	2	第1章	第2節	7(4)	都市計画事項	日影規制の測定にあたり、各建屋（プラスチック圧縮梱包施設、RDF化施設、リサイクルプラザ、管理棟、廃材貯留ヤード、計量棟、等）の図面（CADデータ）及び設地レベルをご提示いただけないでしょうか。	プラスチック圧縮梱包施設の計画通知を閲覧資料に追加します。
58	3	第1章	第2節	7(6)5)	排水	生活排水放流先は別添3の図2に示されている生活排水柵に接続するものと理解してよろしいでしょうか。	本施設の生活排水は、南側調整池に放流してください。
59	7	第1章	第5節	2(3)	使用材料規格	「(3) 検査立会を要する機器・材料については、監督員が承諾した検査要領書に基づく検査を原則として国内において実施すること」とありますが、海外の製作工場が構成員関連会社である場合、関連会社における検査立会いは可能でしょうか。	関連会社の工場が国内にあり、当該工場で検査を実施する場合、検査立会は可能です。
60	7	第1章	第5節	2(4)	使用材料規格	「海外調達材料及び機器等を使用する場合～(4)原則として現地にて常駐管理等十分な管理を行うこと」とありますが、現地の製作工場が構成員関連会社である場合は、海外関連会社社員が十分な管理を行うとの理解で宜しいでしょうか。	建設事業者が、十分かつ適正な管理を行えることが確認でき、監督員が承諾した場合に限り、ご理解のとおりです。
61	8	第1章	第5節	4	使用材料・機器の統一	器材製作メーカーリストの書式につきまして、御教示願います。	実施設計時の協議によります。
62	13	第1章	第7節	3(1)4)	引渡性能試験条件	「既存施設の全設備の稼働を一体として全設備を稼働させて実施」とありますが、試験時における既存設備（リサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設）の稼働は貴組合の所掌範囲との理解でよろしいでしょうか。	試運転時における既存施設の運転管理は、組合所掌です。ただし、既存施設の改良工事における既存設備（リサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設）の稼働は貴組合の所掌範囲との理解でよろしいでしょうか。
63	15	第1章	第7節	8(2)	稼働後の長期安定稼働試験	「(2) 建設事業者は、施設引渡し後に、計画稼働日において90日間以上の長期安定稼働が可能であることを、各炉について立証しなければならない。」について、長期安定稼働の条件については別途協議という理解でよろしいでしょうか。また立証する期限をご教示ください。	実施設計時の協議によります。
64	18	第1章	第7節	9	表2 性能保証項目 4主灰	4 主灰の熱灼減量のサンプリング場所について「測定の目的趣旨から、より合理的と認められる場合は協議による」と記載されています。主灰を湿灰状態でサンプリング・分析を行う場合、主灰中のカルシウム起因による水和物の無水化により熱灼減量が高くなる場合があります。従って炉性能の指標である熱灼減量においては、湿灰ではなく、乾灰でのサンプリング・分析を行うことが合理的と考えます。貴組合のお考えをご教示ください。	実施設計時の協議において、湿灰よりも乾灰でのサンプリング・分析を行う方が熱灼減量を正確に判断できることを示されたうえで判断します。
65	20	第1章	第7節	9	表2 性能保証項目 12緊急作動試験	12緊急作動試験において、「電力会社の受電、蒸気タービン発電機、非常用発電装置が同時に10分間停止してもプラント設備が安全であること。非常用発電機作動時にあたっては安定して施設を停止できること。」とありますが、「停電発生10分経過後に非常用発電機を起動し、炉を安定して停止する」との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
66	23	第1章	第8節	4(1)2)	かし確認の基本的考え方	2) 火格子部分(火格子枠、火格子片) 「火格子とその関連部品の腐食、摩耗、焼損、破損等による重量の減少量が当初測定重量に対し12%を越えた場合。」とありますが、炉の安定操業の観点から評価基準については重量以外の要素も考えられます。(例えば重量の減少量が12%未満であっても、損耗箇所によっては交換が必要となるケースもあります。)従って、施設の安定性を維持するために必要な基準については事業者提案とし、貴組合殿との協議を行わせて頂きたいと考えます。	要求水準書に示すとおりとします。
67	23	第1章	第8節	4(2)6)②	排ガス処理設備	6)排ガス処理設備②減温塔内の保護材に～、とありますが、保護材とはライニングや耐火材を意味し、これらを使用しない場合にはこの項目が除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	29	第1章	第10節	7	契約金額の変更	契約金額の変更について、前記5、6項の場合、契約金額の増減等の手続きは行わないとされておりますが、前記5項(1)における「組合の指示により変更する場合」については、建設工事請負契約の契約条項に基づき、契約金額が変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	第1章第10節5項(1)の場合の手続きは、建設工事請負契約書によります。
69	30	第1章	第11節	1(3) 1(5)	建設業務の基本的な考え方	(3)及び(5)に関連して、員弁川流域の嘉例川に関する桑員河川漁業協同組合に対する漁業補償が発生した場合については、貴組合・事業者どちらの負担となるかご教示願います。	漁業補償が発生する要因が、組合が本事業の実施を決定したこと又は組合が本事業の事業方式を決定したことにある場合を除き、建設事業者所掌です。
70	33	第1章	第11節	7(1)	残存工作物等	現存工作物の撤去処分費用については別途協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	組合が提示する入札説明書等から撤去処分する現存工作物の存在が予見できないものであることを建設事業者自らが証明した場合に限り処分費用については、別途協議とします。
71	33	第1章	第11節	7(1)	残存工作物等	「工事用地に何らかの工作物があった場合」は撤去処分や移設は事業者の所掌ですが、その費用については工期の延長も含め精算対象であり、「予期せぬ大規模な工作物」については、本事業の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	前段について、「工事用地に何らかの工作物等」があった場合は、撤去処分や移設は事業者の所掌であり、精算対象ではありません。後段について、「予期せぬ大規模な工作物」に係る工期の延長については①及び②を、費用については①を、建設事業者自らが証明した場合に限り、別途協議とします。 ①組合が提示する入札説明書等からかかる工作物の存在が予見できないこと ②かかる工作物に起因して工期の遵守が困難なこと
72	33	第1章	第11節	7(2)	地中障害物	「予期せぬ地中障害物」の撤去作業は事業者の所掌ですが、その費用については工期の延長も含め精算対象であり、「予期せぬ大規模な工作物」については、本事業の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	「予期せぬ地中障害物」の処分は事業者の所掌であり、精算対象ではありません。「予期せぬ大規模な工作物」に係る工期の延長については①及び②を、費用については①を、建設事業者自らが証明した場合に限り、別途協議とします。 ①組合が提示する入札説明書等からかかる工作物の存在が予見できないこと ②かかる工作物に起因して工期の遵守が困難なこと
73	33	第1章	第11節	7(2)	地中障害物	予期せぬ地中障害物は、旧粗大ごみ処理施設の残地杭および大規模な工作物を除き建設事業者の負担で処理となっておりますが、関連工事エリアを含め、大規模な工作物とは、おおよそ杭の様なものと考え、詳細は建設時に別途協議すると考えてよろしいでしょうか。また、土壌汚染が発見された場合も別途協議の上、費用負担は事業者の責によらないと考えますがよろしいでしょうか。	前段について、現時点で具体の想定はありません。後段について、ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
74	36	第1章	第11節	7(17)	負担金	「各ユーティリティの引き込みに伴う負担金や電力需給・送電等にかかる手数料等については建設事業者の負担とする」とありますが、応札各社の見込み額により応札金額に差が発生するため、予め概算金額をご提示願います。	実績等に基づき見込んでください。
75	41	第2章	第1節	2(4)	全体計画	「(4) 見学者の一時的な滞在な物資の備蓄」とありますが、想定する見学者の人数・滞在期間(日数)は、要求水準書(運営管理業務編)P-20に示された「見学者100人と運転員等3日間分の食料品と水」との理解でよろしいでしょうか。また、災害時は貴組合職員の滞在も想定する必要がありますと考えますが、想定する非常時の職員の人数・滞在期間(日数)をご教示ください。	前段について、「(4) 見学者の一時的な滞中に必要な物資(水、食料、燃料等)の備蓄」には、見学者100人と運転員等の3日分の食料品と水は含まれますが、この容量を下回らない限り、建設事業者の提案を制約するものではありません。後段について、非常時の職員の人数は最大20人程度、滞在日数は3日間を想定しています。
76	43	第2章	第1節	7(3)	施設配置・配置動線等	敷地全体の現状の緑地帯の位置及び面積がわかる資料がありません。また、本項目のRDF化施設建設時の保安林解除手続きの内容がわかる資料がありません。敷地全体の現状の緑地の位置及び面積がわかる資料(図面またはCADデータ)及びRDF施設建設時の保安林解除手続きの資料(図面)をご提示をいただけないでしょうか。	閲覧資料に追加します。
77	43	第2章	第1節	7(3)	施設配置・配置動線等	敷地全体の現状の緑地帯の位置及び面積がわかる資料がありません。また、本項目のRDF化施設建設時の保安林解除手続きの内容がわかる資料がありません。敷地全体の現状の緑地の位置及び面積がわかる資料(図面またはCADデータ)及びRDF施設建設時の保安林解除手続きの資料(図面)をご提示をいただけないでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答(第1回)No.76を参照してください。
78	43	第2章	第1節	7(4)	施設配置・配置動線等	本施設敷地南側の高圧架空ケーブル線について、本数・高さ等の詳細資料があればご提示いただけないでしょうか。	提示可能な資料はありません。
79	43	第2章	第1節	7(4)	施設配置・配置動線等	本施設敷地南側の高圧架空ケーブル線について、本数・高さ等の詳細資料があればご提示いただけないでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答(第1回)No.78を参照してください。
80	43	第2章	第1節	7(7)	施設配置・配置動線等	フェンス・門扉等の追加設置にあたり、現状のフェンス・門扉の設置状況及び位置・仕様等のわかる資料(図面)をご提示いただけないでしょうか。	閲覧資料に含まれます。
81	43	第2章	第1節	7(7)	施設配置・配置動線等	フェンス・門扉等の追加設置にあたり、現状のフェンス・門扉の設置状況及び位置・仕様等のわかる資料(図面)をご提示いただけないでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答(第1回)No.80を参照してください。
82	43 55	第2章	第1節 第4節	7(7) 1	門扉・フェンス 本事業の対象範囲	P.55の表17で門・囲障は継続利用となっていますが、今回建設予定地(プラスチック圧縮梱包施設の南側)周囲も既存のフェンスがある部位は既存利用する考えでよろしいですか。また表中において門・囲障の対象右に表示のある「(電気設備切替工事)」の意味をご教示願います。	前段について、本事業の実施に支障がある場合、プラスチック圧縮梱包施設の周囲の既存のフェンスは撤去することも可とします。ただし、フェンス設置の目的に鑑み、安全対策上必要となる場合は、新たに設けるか別途対策を講じてください。後段について、既存出入口の電気設備の切替工事を意図しています。
83	46	第2章	第2節	1(3)1 1(3)2	搬入車両 搬出車両	1)搬入車両 表5 搬入車両及び2)搬出車両 表6 搬出車両において、最大車両の車両全長、最大高さ、最小回転半径等の車両諸元、または車両メーカーおよび型式等がわかる資料をご提示願います。	実績等に基づき想定してください。詳細は実施設計時に協議します。
84	46	第2章	第2節	1(3)1	搬入車両	1)搬入車両 表5 搬入車両において、搬入車(機械式ごみ収集車)の、フルダンプ時における後輪の中心からテールゲート端までの最大寸法をご教示ください。	実績等に基づき想定してください。詳細は実施設計時に協議します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
85	48	第2章	第2節	8	処理生成物基準	「ボイラ及び減温塔の下部からの灰は原則として飛灰とするが、主灰への搬出ルートについても確保すること」とありますが、主灰又は飛灰のどちらか一方の搬出として宜しいでしょうか。ボイラ及び減温塔の下部からの灰を主灰への搬出した場合、溶出基準についての考えをご教示ください。	要求水準書に示すとおりとします。主灰へ搬出した際の溶出基準は、表2に示すとおりとします。なお、表8の主灰の溶出基準は、飛灰処理物と同等とします。
86	55	第2章	第4節	1	表17	駐車場は原則対象外（必要に応じて新設）ですが、事業者が利用する台数分を新設建物周囲に設置可能と考えてよろしいでしょうか。	緑地森林面積の確保の観点から、原則管理棟北側駐車場を利用し、不足分について、新施設周囲に設けてください。組合職員用駐車場は、20台確保してください。なお、今年度中に、管理棟北側駐車場に現状の59台に加え、12台分の駐車場の増設を行う予定です。
87	55	第2章	第4節	1	表17 本事業の対象範囲	リサイクルプラザ可燃残渣搬送設備の改造工事について。撤去及び撤去後の外壁仕舞いの他設備の検討の為、関連部の図面、又はCADデータをご提示いただけないでしょうか。	閲覧資料に追加します。提供可能な電子データについては、入札参加資格確認後、代表企業に提供します。
88	55	第2章	第4節	1	表17 本事業の対象範囲	継続利用施設（リサイクルプラザ・プラスチック圧縮梱包施設・管理棟・管理棟渡り廊下）について、渡り廊下増築にともなう取合い工事以外の耐震補強工事・内装工事等の改修工事が発生しないと考えます。よろしいでしょうか。	要求水準書の内容は、継続利用施設において、渡り廊下増築にともなう取合い工事以外の耐震補強工事・内装工事等の改修工事を制限するものではありません。
89	55	第2章	第4節	1	表17 本事業の対象範囲	リサイクルプラザ可燃残渣搬送設備の改造工事について。撤去及び撤去後の外壁仕舞いの他設備の検討の為、関連部の図面、又はCADデータをご提示いただけないでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 87を参照してください。
90	55	第2章	第4節	1	表17 本事業の対象範囲	継続利用施設（リサイクルプラザ・プラスチック圧縮梱包施設・管理棟・管理棟渡り廊下）について、渡り廊下増築にともなう取合い工事以外の耐震補強工事・内装工事等の改修工事が発生しないと考えます。よろしいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 88を参照してください。
91	55	第2章	第4節	1	表17 本事業の対象範囲	プラスチック圧縮梱包施設の排水設備切替工事、電気設備切替工事に伴い必要部分の撤去及び改修等の検討の為、施設の意匠・構造・設備図（図面またはキャドデータ）の一式をご提示いただけないでしょうか。	一部資料を閲覧資料に追加します。提供可能な電子データについては、入札参加資格確認後、代表企業に提供します。
92	55	第2章	第4節	1	表17 本事業の対象範囲	渡り廊下の増築に伴い管理棟浄化槽の撤去及び改修等の検討の為、浄化槽の意匠・構造・設備図（図面またはCADデータ）の一式をご提示いただけないでしょうか。	閲覧資料に含まれます。提供可能な電子データについては、入札参加資格確認後、代表企業に提供します。
93	64	第3章	第2節	1	ごみ計量設備	「計量台は洗浄できる設備とし、洗浄水は排水処理設備処理対象とする」とありますが、少量につきごみビットに投入し、焼却物と共に焼却処理する方法を採用しても宜しいでしょうか。	洗浄水（雨水流入は除く）については、建設事業者の提案も可能とします。
94	68	第3章	第2節	5(5)11)	特記事項	「底部の横断面隅各部は、半径1.5m程度の曲面とすること」に関し、運用上に問題が無ければ角型ハンチ形状としてもよろしいでしょうか。	建設事業者の提案を可能としますが、詳細は実施設計協議によります。
95	69	第3章	第2節	6(4)5)	特記事項	「ダンピングボックス専用の投入扉」は、運用上に問題が無ければ、電動重量シャッターとしてもよろしいでしょうか。	実施設計時の協議において、ダンピングボックスの投入扉は、開閉速度及び密閉構造等により高頻度開閉時でも臭気対策が万全であることを踏まえ、採用を判断しますが、電動重量シャッターの採用は原則認められません。
96	69	第3章	第2節	6(4)6)	特記事項	搬入車両の展開検査の具体的な方法については事業者提案とし、それにあったダンピングボックスの設計とさせて頂いて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
97	75	第3章	第3節	1	炉体鉄骨及びケーシング	炉体を支持する鉄骨について構造計算基準は「建築構造設計基準及び同解説」とありますが、炉体は建築物ではないことからP-27第10節 3実施設計 (7)に記載されている「発電用火力設備に関する技術基準」に従うものでも宜しいでしょうか。	「建築構造設計基準及び同解説」と「発電用火力設備に関する技術基準」のうち、大きい方（耐震性能が高まる方）を適用して構造設計をしてください。
98	79	第3章	第3節	6	給じん装置	「かみ込んだごみ及びごみ汚汁は速やかに炉内に排出できること。」とありますが、安全性を優先する観点からごみ及びごみ汚汁の排出先・排出方法は事業者提案とさせてもよろしいでしょうか。	安全性を優先した機構を装備する場合に限り、建設事業者の提案を可能とします。詳細は実施設計協議によります。
99	81	第3章	第3節	9	焼却炉本体	耐火物の設置箇所は原則として全面水冷壁構造とする。とありますが、低質ごみ時において、炉内の熱を必要以上に吸熱してしまう可能性が高く、助燃が必要になる恐れもあります。一部を空冷壁としたり、耐火物構造のみとしたり、LCCを考慮し事業者提案としてよろしいですか。	低質ごみ時においても助燃の必要がないことを求めます。ただし、水冷壁構造としない場合、耐火物の厚さが著しく厚くならないよう計画してください。詳細は実施設計協議によります。
100	82	第3章	第3節	9(5)7)	焼却炉本体	炉体を支持する鉄骨について構造計算基準は「建築構造設計基準及び同解説」とありますが、炉体は建築物ではないことから、P-27第10節 3実施設計 (7)に記載されている「発電用火力設備に関する技術基準」に従うものでも宜しいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 97を参照してください。
101	82	第3章	第3節	9(5)22)	焼却炉本体	「ボイラ飛灰は、集じん器捕集飛灰と同様の取り扱いを原則とするが、必要に応じて主灰への排出系統を設けること。」とありますが、主灰又は飛灰のどちらか一方の搬出として宜しいでしょうか。ボイラ及び減温塔の下部からの灰を主灰への搬出した場合、溶出基準についての考えをご教示ください。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 85を参照してください。
102	83	第3章	第3節	11	主灰シュート	灰押出装置から装置の2m上まではSUS304とすること。とありますが、LCCを考慮し、事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
103	86	第3章	第4節	3	ボイラ鉄骨及びケーシング	ボイラを支持する鉄骨について構造計算基準は「建築構造設計基準及び同解説」とありますが、炉体は建築物ではないことから、P-27第10節 3実施設計 (7)に記載されている「発電用火力設備に関する技術基準」に従うものでも宜しいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 97を参照してください。
104	88	第3章	第4節	5	スートブロー	スートブローの形式は事業者提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	電動型蒸気噴射式と同等以上の性能であると判断できるものであれば、建設事業者の提案を可能とします。詳細は実施設計協議によります。
105	89	第3章	第4節	7	ボイラ給水ポンプ	ボイラ給水ポンプについては共通予備化することとし、通常運転時に1台で2炉分を賅うことを条件として3台設置をご了解頂けます様お願い致します。	要求水準書に示すとおりとします。
106	89	第3章	第4節	7	ボイラ給水ポンプ	脱気器をバイパスして運用できるようにするのは立上前の水張りを想定されているものでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	89	第3章	第4節	8	脱気器	脱気器について2基（1炉1基）と記載があります。1基で2炉分の処理が行えることを条件として、1台設置をご了解頂けます様お願い致します。	要求水準書に示すとおりとします。
108	89	第3章	第4節	9	脱気器給水ポンプ	脱気器給水ポンプについて1炉あたり2基（1基予備）と記載があります。1基で2炉分（ボイラ2缶分最大蒸発量の110%以上）の能力を有することを条件として、2台設置をご了解頂けます様お願い致します。	要求水準書に示すとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
109	94	第3章	第4節	14	低圧蒸気復水器	「1系列（2分割することを可能とし、1炉運転の場合等に使用範囲を低減できる計画とする。）」とありますが、ファンを複数台設置し、ファンの回転数制御及び台数制御を行うことで1炉時の負荷低減を行うことでよろしいでしょうか。	建設事業者の提案を可能とします。詳細は実施設計協議によります。
110	100	第3章	第5節	1	集じん設備	飛灰排出装置はマテリアルシールの機能を有すること。とありますが、ダストを貯留しておくと腐食の懸念もあります。シール方法は、ダブルダンパ等、事業者提案とさせて頂いても宜しいでしょうか。	マテリアルシールと同等以上の性能であると判断できるものであれば事業者提案可能とします。詳細は実施設計協議によります。
111	102	第3章	第5節	3(5)1	脱硝設備（NOx除去設備）	脱硝設備で、使用する薬品は触媒を使用することも考慮して、事業者で薬剤を判断してもよろしいでしょうか。	建設事業者の提案を可能とします。詳細は実施設計協議によります。
112	104	第3章	第5節	4	活性炭吹込装置	主要機器にエゼクタ、サービスホップとありますが、供給方式に関しては、事業者の経験にもとづいた方式を提案させていただくことでよろしいでしょうか。	建設事業者の提案を可能とします。詳細は実施設計協議によります。
113	106	第3章	第6節	3	空気予熱器	「温度制御はバイパス風道のダンパ操作により行い、蒸気供給バルブは常時全開とすること」とありますが、蒸気供給バルブのコントロールの方が無駄な蒸気ロスも低減でき、経済的と考えます。この方式で提案してもよろしいでしょうか。	建設事業者の提案を可能とします。詳細は実施設計協議によります。
114	112	第3章	第7節	4	飛灰処理設備（薬剤処理設備）	飛灰を全量資源化として事業者提案とする場合には、飛灰処理設備の仕様等については貴組合のメリットとなるような、総合的に検討を行った上で、事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	将来的に埋立最終処分も行えるよう、飛灰処理物が表2の性能保証項目を満足する飛灰処理設備を前提として、建設事業者の提案を可能とします。詳細は実施設計協議によります。
115	114	第3章	第7節	8	主灰冷却装置	電動機の記載がありますが、事業者提案により油圧駆動式を採用して宜しいでしょうか。またその場合、1炉1基の運用上、油圧源は燃焼装置駆動用油圧装置と兼用として宜しいでしょうか。	電動型と同等以上の性能である場合に限り、建設事業者の提案を可能とします。詳細は実施設計協議によります。
116	114	第3章	第7節	10他	磁選機他	主灰を全量資源化として事業者提案とする場合は、主灰中の磁性物・不適物の選別の有無については貴組合のメリットとなるよう総合的に検討を行った上で、事業者提案とさせて頂くとの考えで宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
117	115 116	第3章	第7節	10 11 12 13 17 18	磁選機 磁性物搬出装置 粒度選別機 不適物搬出装置 鉄分貯留バンカ 不適物貯留バンカ	灰資源化を提案する場合、灰選別設備は資源化業者側の受入条件による設備構成として、よろしいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 116を参照してください。
118	119	第3章	第7節	16(4) 7)	灰ビット（土木建築工事に含む）	7)「室内に設ける設備はすべてステンレスもしくは溶融亜鉛メッキとすること」とありますが、建物の鉄骨部材等は該当しないものとの解釈でよいでしょうか。	建物の鉄骨部材は溶融亜鉛メッキ塗装とします。
119	122	第3章	第7節	20	油圧装置	「各貯留バンカ及び主灰冷却装置駆動用として用いる。」とありますが、主灰冷却装置は燃焼装置駆動用油圧装置と兼用としてよろしいでしょうか。	建設事業者の提案を可能とします。詳細は実施設計協議によります。
120	123	第3章	第8節	1	給水計画	洗車排水・床洗浄用水及びリサイクルプラザ・プラスチック圧縮梱包施設の有機系排水量は全体として少量でありますので、有機系排水処理を焼却処理として宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
121	124	第3章	第8節	2	水槽類仕様	プラント用水・生活用水・機器冷却水は重力給水方式を原則とされていますが、P178に加圧給水方式もお認め頂けるような記載がございます。 加圧給水方式を採用する場合に高置水槽の容量についてはP178に記載のように停電等によるバックアップとして必要な容量とすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	124	第3章	第8節	3	給排水・衛生設備	加圧給水方式を採用する場合に高置水槽の容量については停電等によるバックアップとして予備供給用の重力給水を行うこととありますが、これはポンプを非常用発電機負荷とした上で、非常用発電機が起動するまでの時間分の容量と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	124	第3章	第8節	3	給排水・衛生設備	再利用水断水時には上水系統からのバックアップと記載がありますが、再利用水のバックアップは井水と考えて宜しいでしょうか。	建設事業者の提案を可能とします。
124	128	第3章	第9節	4	プラント排水処理設備	洗車排水・床洗浄用水及びリサイクルプラザ・プラスチック圧縮梱包施設の有機系排水量は全体として少量でありますので、有機系排水処理を焼却処理として宜しいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 120を参照してください。
125	131	第3章	第10節	1	電源計画	別添2より各施設へ給電する最大需要電力は「リサイクルプラザ」：「電力実績」では、400kWで、「電力収支表」では460kWとなっています。 プラスチック圧縮梱包施設：「電力実績」では、100kWで、「第2節 用役収支」ではプラント動力170×需要率0.55×負荷率0.95+建築動力・照明100×需要率0.4×負荷率0.95=127kWとなっています。 どちらが正しいでしょうか。 また、「電力実績」におけるリサイクルプラザの消費電力は各月の1日あたりの最大消費電力量、稼働平均消費電力量、停止平均電力量、最小消費電力量を示していると理解してよろしいでしょうか。	前段について、電力収支表、用役収支は、既存施設の設計値です。実績値は、現状のDCSに表示されている値であり、また現在使用していない機器もあるため、より現実的な値となります。なお、管理棟については、個別の電力量を測定できないため、想定値となります。 後段について、ご理解のとおりです。
126	131	第3章	第10節	1(4)	電源計画	「契約電力及び逆送電力の上限は2000kWとする」とありますが、電気の引込電圧を特別高圧にすることで逆送電力上限を上げることは認められるのでしょうか。	建設事業者の提案を可能とします。
127	131	第3章	第10節	1(8)	電源計画	場内第1柱以降電線は地中埋設とすること。と記載ありますが、場内第1柱の予定地を提示願います。	プラスチック圧縮梱包施設の第1柱付近を想定していますが、建設事業者の提案を妨げるものではありません。
128	160	第4章	第1節	1(1)	工事範囲	本事業に「車庫」が記載されておりますが「車庫」の台数等の仕様をご教示願います。	組合は特に必要としません。必要に応じて事業者が設置することは可能です。
129	160	第4章	第1節	1(2)2)	仮設事務所	仮設事務所備品類は、貴組合監督員の方等につきまして、何名分を見込めばよろしいでしょうか。	10名分とします。
130	160	第4章	第1節	1(4)	測量及び地質調査	土壌汚染に係る調査等については既に組合様にて完了しており、建設事業者による汚染土壌に対する調査・対策は不要と理解してよろしいでしょうか。また、建設事業者による地質調査において汚染土壌が発見された場合、費用・工期等別途精算対象もしくは工事所掌外と理解してよろしいでしょうか。	前段について、土壌汚染調査結果（別添資料5）以外に別途調査が必要と考えられる場合は、行ってください。また、土壌汚染対策法に基づき、対策が必要となる場合の対策費用・工期等については別途協議とします。 後段について、ご理解のとおりです。
131	160	第4章	第1節	1(4)	測量及び地質調査	組合様提示いただいております別添4地質調査資料（建設地）について、貸与いただけないでしょうか。またプラスチック圧縮梱包施設整備時に調査されましたボーリング柱状図も併せて貸与いただけないでしょうか。	閲覧資料に追加します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
132	165	第4章	第2節	1(10) 1)	排水処理室、 水槽	1) 「また、上部床も同一とする。」とありますが、各水槽の天井面を同一材料で施工すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	168	第4章	第2節	2(5)1) ② 2(5)1) ⑤	屋根	②に「また漏水の観点からも陸屋根を極力避けること」とありますが、⑤では「防水は、シート防水又はアスファルト防水」ともあります。ごみピットやプラットホームなど防臭を考慮すべき部位は、漏水防止を考慮したうえで陸屋根の採用も可と考えると宜しいでしょうか。	設備基礎等設置箇所以外は、原則勾配屋根として下さい。
134	169	第4章	第2節	2(5)5) ⑤	建具	見学者の立ち入る部分のガラスは強化ガラスとありますが、防火区画等の部分に関しては防火ガラスを使用するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、怪我防止のため、飛散防止フィルム等の対策を講じてください。
135	172	第4章	第3節	2(1)3)	車路及び駐車場	現状スロープの線形の改良にあたり、敷地レベル及び車路の位置等のわかる資料(図面またはキャドデータ)をご提示いただけないでしょうか。	一部資料を閲覧資料に追加します。
136	172	第4章	第3節	2(2)	構内排水設備	現状敷地全体の雨水排水処理計画(雨水排水ルート及び調整池の容量)がわかる資料(図面またはキャドデータ)がありません。資料(図面またはキャドデータ)をご提示いただけないでしょうか。	閲覧資料に追加します。
137	172	第4章	第3節	2(2)	構内排水設備	既設雨水排水施設(管渠、枳、人孔等)の情報(位置、深さ、管径、管底高、舗装面水勾配等)をご提示いただけないでしょうか。(配置平面図、区画割図、流量計算書等)	閲覧図書に含まれます。
138	172	第4章	第3節	2(2)	構内排水設備	今回工事にて雨水抑制施設(雨水調整池)を設置する必要はないと考えてよろしいでしょうか。もし雨水抑制施設を設置する必要がある場合は、容量の目安は、元設計の流出係数($f=0.87$ or 0.6)と今回計画する敷地範囲の平均流出係数の差分と考えるとよろしいでしょうか。	原則不要ですが、ご指摘の検討を妨げるものではありません。
139	172	第4章	第3節	2(2)	構内排水設備	雨水排水の計画にあたって、「三重県 宅地等開発事業の関する技術マニュアル」に準拠し、降雨強度および流出係数を決定してよろしいでしょうか。(降雨強度 $I=114.4$ mm/hr:桑名市10年確率10分間降雨強度)	ご理解のとおりです。
140	172	第4章	第3節	2(2)2)	構内排水設備	”雨水排水は、植栽への散水等に極力再利用…”とありますが、行政側で定める必要雨水流出抑制方針(浸透量、貯留量)がありましたらご教示ください。	特にありません。
141	173	第4章	第3節	2(6)	防災調整池	別添資料2「洪水調整池および流末水路 水理及び構造計算書」について、計算書を貸与いただけないでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答(第1回)No.136を参照してください。
142	173	第4章	第3節	2(6)	防災調整池	資料別添2の「洪水調整池及び流末水路 水理及び構造計算書」の書類一式及び図面一式をご提示いただけないでしょうか。また、4.89haと8.25haの範囲のわかる図面もご提示いただけないでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答(第1回)No.136を参照してください。
143	175	第4章	第4節	1(6)1) ⑥	空気調和設備	”⑥熱を発生する諸室及び電気関係諸室の室内温度調整はファンコイルにて行う”とあります。電気関係諸室は水を嫌う室でもあること、また中央熱源方式となることから、(個別停止などの)省エネ運転や故障時のリスク回避等の懸念が避けられないと考えられます。水損リスク・故障リスク分散・信頼性の向上・省エネに配慮して、他の空調方式(例えば空冷PACエアコン等)による代替提案も可能と考えるとよろしいでしょうか。	熱を発生する諸室及び電気関係諸室の室内温度調整に最も適合していると判断される場合、建設事業者の提案を可能とします。詳細は実施設計協議によります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
144	177	第4章	第4節	2(2)	表34 換気設備	表34中に” 二酸化炭素ボンベ室” とありますが、ガス消火設備用の二酸化炭素ボンベ室のことでしょうか。従いP180 2)不活性ガス消火設備用のガス種は、二酸化炭素と考えてよろしいでしょうか	特に指定はしません。詳細は、関係所管との協議結果によります。
145	181	第4章	第4節	5	エレベーター設備工事	エレベーターの仕様について、来場者用エレベーターの人数・人荷用エレベーターの重量等について特に指定は無いということでしょうか。	来場者用エレベーターは、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき設定してください。人荷用エレベーターは、メンテナンス用機材及び消耗品の運搬などを考慮して設定してください。
146	185	第5章	第1節	1	一般概要	” 既存施設の給排水・消火設備および電気設備（弱電設備含む）の一部について切り替え工事を行う” とあります。計画を行うに当たり、既存敷地内の、給排水・消火設備および電気設備（弱電設備含む）の系統図・ルート図をお示しいただけないでしょうか。	閲覧図書に含まれます。

■要求水準書（管理運營業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
147	1	第1章	第2節	3	対象施設	対象施設には、既設及び新設の渡り廊下も含まれるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	6	第1章	第3節	13	災害発生時の協力	廃棄物の状況によっては、本施設の設備によって処理される場合は変動費としての清算との理解です。災害廃棄物処理等の場合は破砕機等新たな設備の設置が必要となることも想定されます。上記の場合において費用のお支払方法については、変動費のみならず固定費についてもご協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	10	第1章	第4節	5(1)	本施設の性能に関する条件	(1)本施設の性能に関する条件 『5)SPCは…第三者機関による機能検査…の結果、本施設が事業期間終了後10年間以上業務を継続して実施することに支障がある場合は自らの費用負担において、必要な補修等を実施すること。』とありますが、事業終了後10年間の点検補修については、事業期間中の維持管理状況を反映見直しした施設保全計画に基づいて点検補修が行われることを前提と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業期間終了後10年間の施設保全計画の内容は、事業期間中の点検補修と同程度の頻度及びコストを想定しています。
150	13	第3章	第1節	1	受入管理	(2ごみ受入時の分別、収集形態は、本来、組合殿が提案提出前に明らかにすべきものと考えます。ご提示いただいた条件の変更については、行政的な内容であり、事業者の責の範囲外であり、法令、政令、条例変更の範囲に入る変更と考えられます。本変更の、「計量データの品目の変更追加や記録様式の変更」については、事業範囲外としていただけますようお願いいたします。	計量データ品目の変更追加に係る、記録様式の変更については、本業務内で対応可能なものとしてください。
151	13	第3章	第1節	1(4)	受入管理	「(4)SPCは、計量設備で受け付ける廃棄物について、組合が定める搬入基準を満たしていることを確認すること」とあります。SPCが計量施設で受け付ける廃棄物が合理的注意を払っても搬入基準を満たすかどうか判断できない場合は、搬入基準を満たしていないことが明らかでない為、受注者はその受入責任を負わないと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書（管理運営編）P13では、計量設備で受け付ける廃棄物について組合が定める搬入基準を満たしていることを確認すること、としています。受入業務に係る業務計画書に基づき、搬入基準を満たすかについての確認を行ったことをSPC自らが証明した場合に限り、当該廃棄物の受入に伴う責任をSPCは負いません。
152	15	第4章	第1節	1	処理対象廃棄物	「※ただし、法令等により搬入基準が変更となり、処理対象廃棄物の項目が細分化又は統合する可能性がある」とあります。本事業に直接関係する法令変更に伴う変更と解釈されます。実施方針P-24 別紙3リスク分担表において、本事業に直接関係する法令変更に伴う変更は貴組合の負担とされており、搬入物の変更や統合に伴う変更については、本事業範囲から除いていただけますようお願いいたします。	法令等による搬入基準の変更については（不燃ごみの中から穴あけ処理がされていないエアゾール缶等については除く）、原則ご理解のとおりですが、検討・協議の結果、本業務開始時による体制で関係法令、公害防止基準、基本性能等を遵守できる場合は、本事業の範囲とします。
153	17	第4章	第4節	(3)	搬入管理	「SPCは、搬入禁止物を発見した場合、組合と協議し対処すること。」とありますが、受入搬入後に搬入禁止物を発見した場合、協議し対処するという考えでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	17	第4章	第5節	(1)	適正運転	「本業務開始時の体制に見込むこと」とありますが、具体的な人員体制や実施計画算出の為、想定される数量や頻度を御教示願います。	年間約40万本を見込んでいます。
155	20	第5章	第1節		別添資料2	別添資料2のリサイクルプラザにおける用役の添加剤の内訳をご教示願います。また、既存施設における予備品、消耗品等の項目・発注金額を参考としてご教示願います。	前段について、リサイクルプラザにおいて添加剤の使用はありません。後段について、閲覧資料に追加します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
156	20	第5章	第1節		別添資料7	別添資料7のうち、 1. 「既存施設配置算定車両台数」について、現在の使用状況をご教示願います。また、再購入等の必要が生じた場合には発注者様にて購入いただけると理解してよろしいでしょうか。 2. 「既存施設の現状の委託等(事業者の範囲を含む)」および「既存施設の維持管理業務(補修)履歴についての発注金額を参考としてご教示願います。	1. について、現状は、フォークリフト3台、4tダンプ2台、ローダ3台、バックホウ1台で運用しています。別添資料7は、組合が必要と想定している車両台数です。要求水準書(管理運営編)P16にもあるとおり、SPCの業務範囲の中で必要となる重機等は、SPCで調達してください。 2. について、閲覧資料に追加します。
157	23	第6章	第2節	3(3)	既存施設の補修の計画と補修の実施	リサイクルプラザの高速回転式破砕機及びプラスチック圧縮梱包施設の圧縮梱包機・破袋機についてSPCが行うべき補修の範囲は「表6-2補修の範囲(既存施設)」によらず「表6-1補修の範囲(参考)」のとおりとするかとあります。 補修範囲を計画し、運営事業費に含め提案するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	23	第6章	第2節	3	表6-2 補修の範囲(既存施設)	施工費が50万円未満で、材工費が50万円以上の調達所掌は貴組合との理解で宜しいでしょうか。	施工費が50万円未満で、材工費が50万円以上の場合、補修に必要な部品・資材の調達に係る所掌は、組合です。
159	24	第6章				24ページは特に記載事項は無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	28	第9章	第1節	(3)	売電の事務手続き及び発電条件	事業者が売電を自ら行う場合とは、事業者が契約し、余剰電力を送配電事業者または小売事業者に売却し、FIT制度に基づいた手続きを行うこととの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	35	第12章	第5節	(1)	住民対応	「対処」について、住民等への直接的窓口は、貴組合との理解でよろしいでしょうか。あるいは、貴組合に内容を事前承諾いただいた上で、運営事業者が直接的に窓口となることも有りうるのでしょうか。	関連業務に係る業務計画書に基づき、住民等から意見があった場合の窓口対応もSPCとなります。

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
162	記載要領	2	①		書式等	「11ポイント」とご指定がありますが、11ポイント未満は不可と推察します。11ポイントより大きい文字サイズの使用は可と推察しますが、よろしいでしょうか。	各提案書の見出し等を強調する場合に、見やすさ等の観点から11ポイントより大きい文字サイズを使用することは可とします。
163	記載要領	2	①		書式等	「各様式に定める提案記入枠内に」とありますが、余白、書式設定については、見易さを損なわない範囲で、微調整は可能と考えてよろしいでしょうか。	提案記入枠を改変しない限りにおいて、ご理解のとおりです。
164	第4号様式 第5号様式				構成企業一覧表 委任状（代表企業）	代表者の押印について、桑名市、木曾岬町、東員町に入札参加資格者名簿に登録している場合、登録している代表者の押印でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	第7号様式 [1/15]	4			参加資格申請書	納税証明書のうち、国税の完納を証明する書類については、『その3の3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がないことの証明書』でよろしいでしょうか。また、納税証明書は直近1年分でよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、ご理解のとおりですが、入札説明書第4章3（5）ウ（カ）f※記載のとおり、入札公告日から参加資格審査申請書類の提出期限日までに発行された、当該発行日時点における最新のものとしてください。
166	第12号様式 ～第17号様式				各種数値について	各様式において、灰の発生量、各電力量、各委託料を算出する際のごみ量とごみ質は、要求水準書P.45の計画処理量と表4の基準ごみと理解してよろしいでしょうか。	第13-1号様式は定格規模（174t/日）、要求水準書（設計・建設業務編）P.45の表4の基準ごみに基づき提案して下さい。 様式13-3、様式14-1は定格規模（174t/日）、要求水準書P.45の表4の各ごみ質に基づき提案して下さい。 第15-3-1～15-3-9号様式、第17-1-1～17-1-3号様式、第17-2-1号様式～17-2-4号様式については、入札説明書P25、表9、表10、表11に記載のごみ量等に基づき提案して下さい。
167	第12-7号様式				全体配置・ 動線計画	「A3判」とありますが、ご提示の様式がA4版となっております。事業者にてA4版をA3版に横に拡大し作成・提出することと推察しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	第15号様式 第17号様式				経済性に優れた施設に関する提案書 その他事項に関する提案書	第15号様式、第17号様式全般について、以下の提案する単価の取り扱いについてご教示願います。 ①不燃残渣運搬委託料、不燃残渣処分委託料 ②灰運搬委託料、灰資源化委託料が搬入ごみ量ベースでの単価となっておりますが、委託業者との契約は搬出量ベースでの単価となると考えます。不燃物残渣量や灰の発生量は、ごみ質に大きく起因するため、搬入ごみ量ベースで算定する単価で契約し、実際の搬出量で差異が生じた場合、費用清算を含めご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料については、入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No.36を参照してください。灰運搬委託料及び灰資源化委託料については、入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No.40を参照してください。
169	第16-2号様式				地域貢献	地元企業とは、桑名市、木曾岬町又は東員町に営業所等を置く企業と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■基本協定書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
170	3	3	1		構成員による出資	構成員を1社のみとするSPCの設立も認められるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	5	3			管理運営委託契約	特定事業契約前のデフォルト事由については、落札者の連帯責任とされていますが、原因者責任への変更を要望いたします。特に、構成員（建設事業者、管理運営企業）と協力企業各社（灰や不燃残渣の運搬（処分）企業）については責任を分けて考えていただきたく要望いたします。	グループにおける内部関係で処理してください。原案のとおりとします。
172	5	3			管理運営委託契約	特定事業契約に関わる本契約の成立前に落札者のデフォルト事由における違約金の支払いおよび損害賠償について支払い義務を連帯して負担するとの記載がありますが、契約の成立前であることを鑑み、デフォルト事由に該当する企業が責任を負うことに変更いただけないでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 171を参照してください。
173	5	3			管理運営委託契約	構成企業の一部が、デフォルト事由に該当したときは、その該当した一部の企業のみが、違約金を支払うとの変更をお願い致します。グループを結成したといえども、各社の財務的規模が異なる中で、連帯責任を負うことは、過大な負担となる場合が想定されます。本条なお書きにいう損害賠償請求時の落札者の損害賠償債務が連帯債務である点についても、同様の理由により、該当した企業のみが負担するとの変更をお願い致します。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 171を参照してください。
174	9	3	5		秘密保持等	落札者としては、SPCのほか、機器の調達先、下請先にも限定した範囲で貴組合の秘密情報を開示する必要も想定されます。4号同様に「落札者がSPC又は守秘義務契約を締結した者に開示する場合」へ変更をお願い致します。	SPCと本基本協定の当事者が各契約の当事者となる以上、開示先はSPCのみで足りる。原案のとおりとします。

■基本契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
175	4	1			役割分担	「事業者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任のみを負うものとし」は、当該業務を担わない当事者は、その業務を担う当事者の業務不能、業務不履行に陥ったとしても、代わって何らの義務を負うものではないとの理解で宜しいでしょうか。	業務実施に限れば、ご理解のとおりです。なお、業務実施以外に本契約に別段の定めがある場合は、この限りではありませんのでご留意ください。
176	4	1	1		役割分担	「建設・建設業務」との記載がありますが、「設計・建設業務」の誤記との理解で宜しいでしょうか。	基本契約書において修正します。
177	4	1	3		役割分担	「これをSPCをして履行せしめるほか」について、管理運営業務を遂行する人員を、SPC自体への配置に限定されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	5	1			建設JVの組成	「特定建設工事共同企業体協定書」について、貴組合がご指定される書式等がありましたらご教示願います。	落札後、落札者に提示します。
179	6	2	6		S P C の運営	S P C の決算時期は、出資する構成員の決算時期との整合も必要と考えます。決算期は、海外にて多い12月末決算の子会社と統一する為、12月決算へ統一変更する傾向にあります。3月末日以外の時期につきましてもお認め頂けます様、お願いいたします。	年度毎の処理が必要になります。原案のとおりとします。
180	7				特定事業契約	S P C はそれぞれの運搬・処分・資源化等の業務委託費を代理受領しそれぞれの業者へ支払うのみで、運搬・処分・資源化等の業務に関する責任はないものと理解してよろしいでしょうか。また、この場合、代理受領する理由をご教示願います。 以下の契約に共通する質問です。 ①管理運営委託契約 ②不燃残渣運搬委託契約 ③不燃残渣処分委託契約 ④灰運搬委託契約 ⑤灰資源化委託契約	ご理解のとおりです。組合の支払い手続きの関係から、SPCの代理受領が必要になります。
181	9	4			管理運営期間の業務	「後継管理運営企業候補者」を探索する義務がある者は、SPCではなく、「管理運営企業を除く事業者」との理解で宜しいでしょうか。この場合、本条第5項と同様に、「後継管理運営企業候補者」の探索について、「SPC以外の事業者」の義務の範囲は、合理的な協力を尽くすにとどまるものとの理解で宜しいでしょうか。	「管理運営企業を除く事業者」が義務者となり、SPCが含まれます。事業者の定義については、本契約冒頭をご参照ください。
182	9	4			管理運営期間の業務	第9条4項（管理運営期間の業務） ・後継管理運営企業候補者を探索するも、内諾が得られなかったり、SPCと管理運営企業との間の既存契約上の管理運営企業の地位の承継を受け入れない場合、その地位を承継する後継管理運営企業候補者が見つかるまで、発注者・SPC・管理運営企業は、それぞれ既存の契約の内容で業務を遂行するとの理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の「見つかる」の意味が第5項に規定される契約上の地位の承継又は当該契約に代わる契約その他必要な契約が締結されるということであれば、ご理解のとおりです。
183	9	4 5			管理運営期間の業務	「後継管理運営企業候補者」が探索できず、管理運営業務履行が不能となった場合における、損害賠償義務等は、管理運営委託契約に基づき、「SPC」が負い、SPC以外の事業者には及ばないとの理解で宜しいでしょうか。	本条に規定される手続きを履践し、「後継管理運営企業候補者」を探索し、第5項に規定される契約上の地位の承継又は当該契約に代わる契約その他必要な契約が締結されるための合理的な努力はしていただきます。それでもなお管理運営業務履行が不能となった場合にはご理解のとおりです。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
184	9	6			管理運営期間の業務	「事業者は発注者に追加の財政支出が生じないよう努め、追加の財政支出が生じた場合には、かかる財政支出に相当する金額を連帯して発注者に補償するものとする。」とあります。 特に灰資源化企業は国内においてその数が限られており、費用的条件に制限がある為、後継候補者の費用追加についてはご協議の上、事情の認められるものについては貴組合の負担としていただけます様、お願い致します。	原案のとおりとします。
185	9	8/7			管理運営期間の業務	【8/7】 第5項ないし第【7/6】項の適用がある場合に想定している、発注者の追加の財政支出とはどのようなものか御教示願います。	本事業に関し、契約金額以外の財政支出がある場合すべてです。
186	9	8/7			管理運営期間の業務	事業者提案のある場合において、第7項の適用があったことに伴い、発注者（貴組合）に追加の財政支出が生じた場合の負担は、事業者ではなく、「管理運営企業及びSPC」にあるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者全員となります。
187	9	8/7			管理運営期間の業務	「第5項ないし第【7】項の適用がある場合、事業者は、発注者に・・・相当する金額を連帯して発注者に補償するものとする。」とありますが、灰運搬・灰資源化等協力企業の連帯補償については適用の外ではないでしょうか。	本項の適用があります。
188	12				損害賠償	「各当事者は基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの事業者の発注者に対する賠償義務については、他の事業者（協力企業を除く。）も連帯して責任を負うものと、発注者は、協力企業以外の事業者の全部に対して、発注者が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。」とありますが、まず、帰責事由のある企業へ賠償請求をされるものと理解してよろしいでしょうか。	連帯している以上、ご指摘のようなお約束はできません。グループにおける内部関係で処理してください。
189	12	4	1		損害賠償	「事業者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任のみを負うものとし」の意味は、当該業務を担わない当事者は、その業務を担う当事者の業務不能、業務不履行に陥ったとしても、代わって何らの義務を負うものではないことを趣旨とする規定と解釈されます。 それを前提とする場合、「いずれかの事業者の発注者に対する賠償義務については、他の事業者（協力企業を除く。）も連帯して責任を負うものとし、発注者は、協力企業以外の事業者の全部に対して、発注者が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。」は、自己の業務以外についても責任を負う可能性が発生します。よって、第12条但し書きについて削除をお願い致します。	本条は、基本契約上の義務の不履行に関する規定です。原案のとおりとします。
190	15	3			秘密保持等	受注者としては、機器の調達先・下請先に対し、限定した範囲で貴組合の秘密情報を開示することも想定されます。 4号同様に「受注者が守秘義務契約を締結した者に開示する場合」の追加をお願い致します。	ご指摘の場合、組合の承諾を得てください。組合は不合理に承諾を留保、遅延又は拒絶しません。原案のとおりとします。

■建設工事請負契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
191	1	1			総則	要求水準書等（要求水準書、入札説明書、質問回答書）間で矛盾又は齟齬がある場合の優先順位についてご教示願います。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No.3を参照してください。
192	3	9			設計	「受注者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき理由の看過の場合」と規定されていますが、本記載は発注者の責に帰すべき理由によるかどうかを受注者で確認する注意義務（過失責任）を加重する趣旨と解釈できます。不適當であることを知らない場合まで受注者の責任範囲が拡大されていると解釈可能ですので、「その他の受注者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき理由の看過の場合」の削除をお願い致します。	不適當であることを知らない場合にすべて受注者の責任にする趣旨ではなく、不適當であることを知らないことについて過失がない場合であって、自らこれを明らかにした場合には、受注者は免責されます。原案のとおりとします。
193	3	11			設計	承諾がなされたとみなされる期日は、設計図書が発注者により受領された後14日を経過した日という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、不十分な内容のものは受領自体できませんのでご注意ください。また、一旦受領したものであっても、内容が不十分等の理由で再度受領することが必要な場合には、起算点が再度受領した日になります。
194	7	1			設計図書及び完成図書等の著作権	設計図書及び完成図書その他この契約に関して発注者の要求に基づき作成される一切の書類並びにプログラム及びデータベースについて、発注者の使用権限の範囲に、「改造、解析」が含まれております。複製、頒布、展示、改変及び翻案が通常の使用権限における範囲と考えており、「改造、解析」については、弊社の設計ノウハウに係わる可能性もあり、削除をお願い致します。	使用権限に関しては、本施設の維持管理（基幹的改良等を含む）目的に限定されます。原案のとおりとします。
195	7	3			設計図書及び完成図書等の著作権	「発注者又はその指定する第三者が設計図書等の使用等に付随し又は関連して損害、損失、費用等を被ったとき」は、「発注者又はその指定する第三者が設計図書等の使用等によって損害、損失、費用等を被ったとき」に変更をお願い致します。原因と結果の関係が広くなり、多岐にわたった損害、損失、費用等が請求されるのは不合理と考えます。また、「全額」の範囲については、直接損害に限定されるとの理解で宜しいでしょうか。	発注者が、本項に定める損害、損失、費用を負担するほうが不合理です。原案のとおりとします。
196	7	5			設計図書及び完成図書等の著作権	「著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する」について、費用は建設費に含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	7	8			設計図書及び完成図書等の著作権	発注者は、工事目的物の利用目的の実現のためにその内容を自ら又は第三者をして改変することができると思いますが、想定される改変の内容につきご教示願います。	基幹的改良工事等に伴う改変が想定されません。
198	7	10			設計図書及び完成図書等の著作権	「発注者は、発注者の要求に基づき作成されたものでなくとも、受注者が工事目的物の作成に当たって開発したプログラム及びデータベースについて、当該プログラム及びデータベースを工事目的物のために自ら利用又は実施、使用等しかつ第三者に利用又は実施、使用等させることができる権利を有する」とあります。利用又は実施、使用につきまして、具体的な事象を御教示願います。また、利用又は実施、使用については事前に貴組合と事業者により協議頂くものと理解で宜しいでしょうか。	基幹的改良工事等が想定されます。また以下について、組合は利用又は実施、使用等について、事前に事業者と協議する義務を負いません。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
199	8	1			特許権等の使用	発注者による特許権等の実施、使用等の範囲から、改造、解析は除外して頂く様お願い致します。（「改造、解析」については、弊社設計ノウハウに係わる可能性もある為。）	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 194を参照してください。
200	8	2			特許権等の使用	「発注者又はその指定する第三者が特許権等の実施、使用等に付随し又は関連して損害、損失、費用等を被ったとき」は、「発注者又はその指定する第三者が特許権等の実施、使用等によって損害、損失、費用等を被ったとき」に変更をお願い致します。原因と結果の関係が広くなり、多岐にわたった損害、損失、費用等が請求されるのは不合理と考えます。「全額」については、一次損害等、限定的範囲との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 195を参照してください。
201	10				現場代理人及び主任技術者等	(2) (A) []と、(B) []は、工事実施時に氏名その他必要な事項を記入する欄との理解でよろしいでしょうか。	(B)は、建設業法第26条第2項の規定する場合に、(A)は、それ以外の場合に適用します。[]の部分には、同法第26条第3項の場合に「専任の」の字句を記入します。ただし、本工事が同法第26条第4項の工事にも該当する場合は[]の部分に、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入します。
202	11				履行報告	本条では、各暦月の設計の進捗状況に関する報告が求められており、第3条5項においても「一定期間の進捗状況」の報告が求められています。本条は、各暦月の報告義務となっています為、第3条5項の報告内容の一部との理解でよろしいでしょうか。	短期間に進捗するなどの特段の事情がない限り、ご理解のとおりです。
203	20	1			工事中止等	「天災等」の定義に「工事用地等の確保ができない等のため」が含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	20				工事中止等	「工事用地等」は、第16条に規定された「工事用地その他要求水準書等又は設計図書において定められた工事の施工に必要な土地」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	20				工事中止等	「工事用地等の確保ができない等のため」又は「天災等であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため」、受注者が工事の設計・施工その他この契約の履行ができないと認められるときは、発注者から受注者に対する中止の通知のみならず、受注者から発注者に対する中止の通知も可能と理解して宜しいでしょうか。	工事中止は、工期又は請負代金の変更等が適正に行われることを確保するための発注者の義務であり（1項）、また権利でもあります（2項）。中止の通知を受けた受注者は工事を中止する義務を負いますが、それ以外、受注者は工事を中止する義務を負わず、またその権利もありません。従って、受注者はその通知もできないこととなります。
206	22	2			発注者の請求による工期の短縮等	「通常必要とされる工期に満たない工期」へ変更する場合は、同条第3項の「必要があると認められるとき」に該当し、請負工事代金額が変更されると理解してよろしいでしょうか。	「通常必要とされる工期に満たない工期」への変更をもって、当然に第3項の適用があるわけではありません。
207	24				請負代金額の変更方法等	(2) ウで除外されている、不可抗力又は法令変更については、それぞれの該当規定で負担割合を決めていく、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	24	3			請負代金額の変更方法等	「前2項の定めが準用される」の点について、例えば、第20条3項・第20条1項の場合は、第24条1項1号ウが準用されるという読み方で宜しいでしょうか。	原因が不可抗力又は法令変更で工事中止がなされた場合、第1項第2号ウが準用され、それぞれの規定によることとなります。
209	39				債務負担行為に係る契約の特例	本契約において、本条の適用はなされるのでしょうか。ご教示願います。	適用があります。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
210	40				債務負担行為に係る契約の前金払の特例	本契約において、本条の適用はなされるのでしょうか。ご教示願います。	適用がありません。
211	41				債務負担行為に係る契約の部分払の特例	本契約において、本条の適用はなされるのでしょうか。ご教示願います。	適用があります。
212	44	2			瑕疵担保	要求水準書上、ボイラ設備（過熱器及びエコノマイザ）が、他案件に比べて長期の7年間の瑕疵担保期間が要求されています。他の箇所同様、2年間として頂くことをご検討願います。	原案のとおりとします。
213	46	2			性能保証	再検査をしてもなお、工事目的物が性能保証事項を満たさなかった場合は、47条1項2号にいう解除事由に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	50	8			解除に伴う措置	発注者の解除のうち、47条の2、3、48条について規定されていますが、47条に関する契約解除手続きの記載がありませんのでご教示願います。	「この契約の解除が第47条の2又は第47条の3によるときは」を「この契約の解除が第47条、第47条の2又は第47条の3によるときは」と契約書において修正します。
215	53	2			賠償金等の徴収	追徴をする場合の遅延日数の始期は、第53条1項に記載されている相殺の翌日からとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■管理運営委託契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
216	5	5			業務遂行	事業者が売電を自ら行う場合とは、事業者が契約し、余剰電力を送配電事業者または小売事業者に売却し、FIT制度に基づいた手続きを行うこととの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	5	7			業務遂行	「住民協定等」の内容を確認・検討致したく、早期に内容を御開示頂けます様お願い致します。	現時点ではありません。
218	6	3			業務の範囲	最終文の「前項の協議」は本項の「業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	7	1			発注者及び関係官公署との連携	「関係官公署」2項「官公署等」3項「所轄官庁」につきまして、現時点で想定されている部局等がございましたら、御教示願います。	消防署等が考えられますが、これに限られません。
220	14				業務報告書	1項「所定の保管期間」、3項「所定の保管期間」について、年数等をご教示願います。	要求水準書に従い、組合との協議により決定します。ただし、協議結果に従った場合であっても、法令で定める保管期間を下回った場合、事業者の責任となります。
221	22	3			料金の徴収	「発注者が行う調定の準備を行い」につきまして、調定の内容をご教示願います。	所属年度・歳入科目・納入金額・納入義務者・納入日などを調査・決定するために必要な情報を提供して頂きます。
222	22	3			料金の徴収	発注者が行う調定の内容にかかわらず、発注者が別途定める様式にて報告すれば問題ないことを確認させていただけるようお願いいたします。	ご理解のとおりです。
223	23				業務の履行責任	本条に基づく「完全な履行請求」の内容は、要求水準書(建設工事)に定める基本性能を満足するよう改善するという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の基本性能が、要求水準書(管理運営業務編)に定める基本性能という意味であれば、ご理解のとおりです。
224	23	1			業務の履行責任	管理運営対象施設のうち、本施設以外の施設は既設です。本施設以外の施設は、「受注者の故意又は過失により本施設以外の施設の基本性能が確保されていない場合」にのみ、不完全履行を構成する条件への変更をお願いします。	既存施設であっても必要な維持管理等を行って、管理運営対象施設の基本性能を維持してください。原案のとおりとします。
225	23	3			業務の履行責任	管理運営対象施設のうち、本施設以外の施設は既設ですので、これらの既設の施設は明渡から1年以内の基本性能確保義務を削除していただけますでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答(第1回) No. 224を参照してください。原案のとおりとします。
226	28				不可抗力発生時の対応	不可抗力の定義をご教示願います。	建設工事請負契約と同様の定義を設け、契約書において修正します。
227	30	1			不可抗力による一部の業務遂行の免除	不可抗力の発生により業務の一部の遂行ができなくなったと認められた場合、発生した受注者の費用は、別紙4所定の負担割合で対応されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
228	31				法令変更によって発生した費用等の負担	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、平成29年4月1日に施行されます。この改正法のなかには、FIT電力を原則一般送配電事業者が買い取るという内容も含まれており、提案売電単価に影響を与える可能性が高いと考えられますので、法令変更の対象と理解してよろしいでしょうか。 また、「契約期間中に法令変更が行われた場合…」とありますが、契約期間の始まりを特定事業契約の本契約締結日とする場合、予定では平成29年5月とされてますので、法令変更の適用期間は入札書類の受付以降と理解してよろしいでしょうか。	入札時点で成立している法令については、法令変更の対象としません。
229	34	1			検査	「なお、本施設については、要求水準書等に基づき本施設の竣工後30年以上の使用を前提として発注者に明け渡されなければならないものとする。」の趣旨は、要求水準書(管理運営業務編)P-10(1)本施設の性能に関する条件に示された内容との理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
230	34	2			検査	「20日」の規定は、実務上支障がある場合は、必要な期間を提案し、協議いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、実務上支障があることを受注者が明らかにする必要があります。
231	42	5			知的財産権	「発注者又はその指定する第三者が提供書類等の使用等に付随し又は関連して損害、損失、費用等を被ったとき」は、「発注者又はその指定する第三者が提供書類等の使用等によって損害、損失、費用等を被ったとき」に変更。原因と結果の関係が広くなり、多岐にわたった損害、損失、費用等が請求されるのは不合理。民法で使用されている「によって」に変更。また、「全額」については、合理的に解釈されることの確認。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 195を参照してください。原案のとおりとします。
232	45				賠償金等の徴収	「この契約に基づく損失補償金」に相応する条文をご教示願います。	損失補償金を削除し、契約書において修正します。

■灰運搬委託契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
233	前文	4	(1)		変動料金に係る 契約金額	契約書案の冒頭[4. 契約金額]には、「管理運営対象施設に搬入されるごみ量に応じて、次の単価を基準として約款に定める計算方法により算出」と記載されています。実際、灰運搬企業は、管理運営対象施設に搬入されるごみ量に対してではなく、灰資源化施設への主灰・飛灰の運搬量に対し請求金額を計算することから、本契約書案においても上記内容に変更して欲しい。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 40を参照してください。

■灰資源化委託契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
234	前文	4	(1)		変動料金に係る契約金額	契約書案の冒頭[4. 契約金額]には、「管理運営対象施設に搬入されるごみ量に応じて、次の単価を基準として約款に定める計算方法により算出」と記載されています。実際、灰資源化企業は、管理運営対象施設に搬入されるごみ量に対してではなく、資源化施設への主灰・飛灰の搬入量に対し請求金額を計算することから、本契約書案においても上記内容に変更して欲しい。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 40を参照してください。
235	前文	4	(1)		変動料金に係る契約金額	入札説明書 p 30～ 第6章 5 (4) 主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務に係る対価欄、及び本項目からは、運搬・資源化単価は、「管理運営施設に搬入されるごみ量に応じて次の単価を基準」とあり、ごみトン当たりの単価と読めますが、「資源化した灰トン当たりの単価」と変更頂けないでしょうか。ごみ量と運搬・資源化量の相関関係は無いものと考えます。	入札説明書等に対する質問への回答（第1回）No. 40を参照してください。
236	4	1			契約の保証	灰運搬及び資源化事業においては、過去に、このような「契約の保証」を行ったことはありません。本契約のような単価契約（資源化数量不明）において、本項目は適用の外ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、契約書において修正します。
237	5	1	(2)		業務遂行	「資源化に伴い排出される副産物については、受注者の責任で適正処理する」とありますが、「副産物が廃棄物となった場合は、廃掃法上の定義（一廃）に従うと解釈してよろしいですか。	所管官庁の指示に従ってください。
238	5	1	(4)		業務遂行	「基本契約の定めるところ」は基本契約書第9条7項との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	5	7			業務遂行	運転の再開の待機中に要した費用は、発注者の受注者に対する補償対象との理解で宜しいでしょうか。	本項は、費用負担の規定ではありません。本項に従い、管理運営対象施設の運転の再開を待ったことにより、損害等が生じ、その原因が発注者にある場合には、発注者が当該損害等を負担します。
240	6	2			業務の範囲	最終文の「前項の協議」に相当する箇所をご教示願います。	「前項の協議」を「当該協議」とし、契約書において修正します。
241	7				発注者及び関係官公署との連携	「関係官公署」2項「官公署等」3項「所轄官庁」につきまして、現時点で想定されている部局等がございましたら、御教示願います。	消防署等が考えられますが、これに限られません。
242	8	1			第三者の使用	事前に発注者の承諾を得た場合、業務の再委託は可能との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	28 29 30				不可抗力発生時の対応 不可抗力によって発生した費用等の負担 不可抗力による一部の業務遂行の免除	ここで用いられている「不可抗力」とは、具体的にどのような事態を指すのでしょうか。ご教示ください。	建設工事請負契約と同様の定義を設け、契約書において修正します。
244	34	3			終了時検査	「業務の本旨に即した完全な履行」というのは、例えば、飛灰・主灰の資源化において、契約終了までの処理については業務委託費が発生するという理解で宜しいでしょうか。	「業務の本旨に即した完全な履行」とは、本契約第5条その他に定める受注者の債務の履行について、遅滞、不能又は不完全がない状態です。